

幼児教育・保育の無償化について

本年10月より、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の無償化を実施

幼児教育・保育施設等の利用料

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

○ 保育所、認定こども園（令和元年度予算：14,334,522 円）

対象児童：3歳以上（1号認定及び2号認定）の児童

3歳未満児（3号認定）で市民税非課税世帯の児童

対象経費：保育料を無償化

○ 幼稚園（令和元年度予算：425,700 円）

対象児童：3歳以上の児童

対象経費：利用料（入園料及び保育料）を無償化（月額上限：25,700 円）

(2) 幼稚園の預かり保育（令和元年度予算：4,800 円）

対象児童：3歳以上の保育の必要性の認定を受けた児童

対象経費：預かり保育料を無償化（月額上限：11,300 円）

(3) 認可外保育施設等（令和元年度予算：6,000 円）

対象児童：3歳以上の保育の必要性の認定を受けた児童

3歳未満で保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童

※ 保育所、認定こども園、幼稚園を利用している児童を除く。

対象経費：認可外保育施設、ファミリーサポート、病児保育の利用料を無償化

（3歳以上児：月額 37,000 円、3歳未満児：月額 42,000 円）

※ 認可外保育施設は、国基準を満たすことが必要

ただし、5年間の経過措置あり